

国と基金の年金にかかる税金

各種お手続きを忘れずに

国や基金の年金は、一定額以上だと所得税がかかります。源泉徴収に関わる扶養親族等申告書の提出や、必要な場合は確定申告の手続きを忘れずに行ってください。

年金には所得税がかかります

国や企業年金基金の年金は、雑所得として扱われ、年金額が一定額以上だと所得税がかかります。

国の年金は、65歳未満の方は155万円以上、65歳以上の方は205万円以上で所得税がかかります。年金から所得税が源泉徴収(天引き)されています。

※令和7年度税制改正により、所得税がかかる基準額が引き上げられました。

155万円(205万円)未満の場合、源泉徴収はされず、収入が国の年金のみの場合は所得税はかかりません。

源泉徴収されるときは税率は5.105%です。前年に「扶養親族等申告書」を提出している場合は、各種控除

(表1)が適用されます。

基金の年金は、年金額に関わらず必ず源泉徴収されています。源泉徴収の税率は7.6575%です。基金の年金は扶養親族等申告書による控除の申請はできません。

※「扶養親族等申告書」とは？

毎年秋ごろに送付されてくる書類で、正式名称は「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」。記入して提出することで各種控除(表1)が適用され、翌年の源泉徴収額が決まります。提出しないと源泉徴収額が高くなってしまふことがあるので、忘れずに提出しましょう。

確定申告により1年間の税額を精算

源泉徴収額は仮の税額のため、年金以外の所得と合わせて確定申告することで、1年間の税額を精算する必要があります。

ただし、年金受給者の負担を軽減するため、条件を満たす場合は、確定申告を行わなくてもよいことになっています。

◆確定申告不要制度

確定申告が不要になる条件

※いずれも満たす場合

①源泉徴収されている公的年金等の収入金額が400万円以下

(国と基金など2カ所以上の場合はその合計額)

②公的年金等以外の所得が20万円以下

※確定申告が不要でも、公的年金等以外の所得がある場合などは、住民税の申告が必要な場合があります。詳しくはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

この条件を満たさない場合は、確定申告が必要です。また、条件を満たしていても、源泉徴収時に受けられない控除(表2)が受けられる場合は、確定申告により還付が受けられる場合があります。

確定申告は毎年、原則2月16日から3

月15日の間に、住所地の税務署や市役所などで行います。確定申告書には、毎年1月末ごろまでに送付される「公的年金等の源泉徴収票」の内容を記載する必要があるの、大切に保管してください。

表1 扶養親族等申告書で受けられる主な控除

配偶者控除	控除対象配偶者(年間所得額58万円以下)がいる方
扶養控除	16歳以上の扶養家族(年間所得金額58万円以下)がいる方
障害者控除	受給者本人、控除対象配偶者または扶養親族が障害者の方
寡婦控除・ひとり親控除	配偶者と離婚・死別したのち婚姻をしていない一定の方

表2 確定申告で受けられる主な控除

社会保険料控除	健康保険料など
医療費控除	医療費が年間10万円以上かかったとき
生命保険料控除	生命保険料の種類と金額に応じて
地震保険料控除	地震等の損害保険料の種類と金額に応じて

令和7年度

税制改正による税金の変更

令和7年度税制改正により、年金から源泉徴収された税金が還付されたり、控除を受けるために確定申告が必要になったりする場合があります。



1 所得税の基礎控除の見直し

所得税の基礎控除額が引き上げられました。令和7年10月までに支払われる年金は、源泉徴収時に改正前の低い控除額が適用されているため、改正後の控除額で税額が再計算され、12月支払いの年金で差額が還付されます。

2 特定親族特別控除の創設

生計を同じくする19歳以上23歳未満の親族で、合計所得金額が58万円超123万円以下の人がいる場合、その親族の合計所得金額に応じた一定額が控除される「特定親族特別控除」が創設されました。令和7年分の所得税で特定親族特別控除の適用を受けたい場合は、確定申告をする必要があります。

3 扶養親族等の所得要件の引き上げ

配偶者控除・扶養控除の対象となる配偶者・扶養家族の所得条件が、「48万円以下」から「58万円以下」に引き上げられました。配偶者特別控除の条件は、「48万円超95万円以下」から「58万円超95万円以下」に引き上げられました。令和7年分の所得税で新たに対象となる配偶者控除等の適用を受けたい場合は、確定申告をする必要があります。